

裁判例資料の作成方法

<裁判例について>

○ 裁判例の抽出方法

昭和 60 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間に判決が下された、労働基準法、労働契約法、労災保険法上の労働者性が争点とされた裁判例から、以下の基準により裁判例を抽出した。

- ① 「労働基準法における労働者性判断に係る参考事例集」(令和 6 年 10 月時点・厚生労働省労働基準局)に掲載している裁判例
- ② ①のほか、雑誌「労働判例」、「労働経済判例速報」、「判例時報」掲載の裁判例(別紙)から、学者及び実務家等による評釈が多いものについて、多様な職種が対象となるように、また、労働者性肯定の事例と否定の事例がなるべく含まれるように抽出

○ 裁判例ごとの要素一覧表(第 1 回研究会資料 3-2)

「労働者性に関する主要な裁判例集」(第 1 回研究会資料 3-3)に掲載した裁判例について、裁判例ごとに、昭和 60 年労働基準法研究会報告で挙げられている判断要素(以下「労働者性の判断要素」)の個数を掲載したものである。

○ 労働者性に関する主要な裁判例集(第 1 回研究会資料 3-3)

上記基準により抽出した裁判例について、労働者性の判断要素に係る判示を抜粋して掲載するとともに、裁判例で示されている各事情を、労働者性の判断要素に分類している。なお、労働者性の判断要素のいずれにも含まれないと考えられる事情は【未分類】として整理している。

自らを労働者であると主張する者を「X」、Xにより使用者であると主張される者を「Y」としており、固有名詞を抽象化する等の加工を一部行った。下線は編者によるものである。

上級審の判断がある裁判例については、上級審の判断を掲載しており、上級審の判断が、下級審の判断を一部補正するほかは引用している場合、下級審の判断を掲載している。

○ 表記方法

各記号の意味は以下のとおりである。

- ・○：労働者性を肯定する方向の事情
- ・△：労働者性を肯定することと矛盾しない事情、労働者性肯定の判断を左右しない事情
- ・●：労働者性を否定する方向の事情
- ・▲：労働者性を否定することと矛盾しない事情、労働者性否定の判断を左右しない事情

<裁判例の評釈について>

○ 評釈の選定方法

雑誌「季刊労働法」、「経営法曹」、「重要判例解説」、「ジュリスト」、「判例時報」、「民商法雑誌」、「労働法律旬報」に掲載されている評釈を対象に、資料 2－2 に掲載した 50 の裁判例に関する評釈を選定した（選定した評釈の一覧は資料 2－3 のとおり）。

資料 2－2 に掲載した各裁判例の下部に、当該裁判例の評釈のうち、労働者性に関する評釈部分を掲載している。

○ 留意点

評釈がある裁判例については、資料 2－2 の 1 頁目の表の「評釈」の項目に「○」を付けている。

評釈中に個人名が掲載されているものについては、匿名化して掲載している。